平成２９年（フ）第４１６号
東京都練馬区三原台２丁目１―22　わかおハイツ２・107
破産者　田邉　　淳
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１７号
東京都国分寺市内藤１丁目７―７―102
破産者　中山　　靖
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４５７号
東京都足立区西新井栄町３丁目５―26―202
破産者　川野　明子
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６８号
東京都江戸川区上篠崎２丁目７―19―101
破産者　柗本　周子
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４０号
東京都新宿区上落合１丁目８―16　ドルチェⅡ　102
破産者　畑山恵理歌
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７３号
東京都世田谷区上祖師谷２丁目38―30―202
破産者　長島　未央
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８０号
東京都足立区保塚町12―15
破産者　田口昇男こと　姜　　昇男
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９１号
東京都江戸川区松島１丁目10―10―205
破産者　小嶋　幸江（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０２号
東京都目黒区南１丁目２－５―103　ジョイフル西小山第２
破産者　小泉　直也
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４２号
神奈川県横浜市青葉区奈良町2913　奈良北団地７棟711号
破産者　小池　祐貴
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５１号
東京都江戸川区南葛西６丁目12―12―205　コーポ近江屋５
破産者　小野　昌治
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８９号
東京都足立区古千谷本町２丁目４―26―108
破産者　根岸　美喜
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９５号
千葉県市川市真間２丁目15―２　パークフィールドＦ１号
破産者　長久保政隆
1　決定年月日　平成29年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７９３号
仙台市青葉区上愛子字西原31番地の６
破産者　愛子測量設計株式会社
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５８１号
千葉県柏市柏３丁目11番27―203号、開始決定時の住所千葉県柏市柏290番地の７　柏ガーデンヒルズ214号
破産者　西岡　克彦
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０６号
千葉県松戸市仲井町２丁目４番地の２　コーポラスツジ103号
破産者　辻　　保宏
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６１０号
千葉県野田市光葉町２丁目８番地１号
破産者　有限会社三瓶興業
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７６８号
千葉県柏市根戸103番地10　パークレジナス901号、開始決定時の住所千葉県柏市布施868番地の３
破産者　宮内　昭夫
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８２号
千葉県松戸市三ケ月1335番地　新松戸美笠ハイツ403号
破産者　蒲池　文明
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６号
岩手県久慈市大沢第９地割42番地の２
破産者　株式会社碁石商店
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２８年（フ）第２４号
千葉県市川市国府台５丁目21番22号
破産者　株式会社ブロウクラフト
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部